

カナダのケベック州におけるインターカルチュラルリズムと非宗教性をめぐって (平成29年度 兵庫海外研究ネットワーク(HORN)事業による共同研究)

著者	中村 典子
雑誌名	言語と文化
号	22
ページ	273-288
発行年	2018-03-15
URL	http://doi.org/10.14990/00003099

カナダのケベック州におけるインターカルチュラリズムと 非宗教性をめぐって

中 村 典 子

La défaveur dans laquelle est tombé le multiculturalisme dans plusieurs pays d'Europe et le rejet des formules assimilationnistes dans la plupart de ces pays ouvrent un large horizon à l'interculturalisme [...]

Gérard Bouchard, *L'Interculturalisme. Un point vue québécois* (2012)

はじめに

1. ケベック州のインターカルチュラリズム
2. ケベック州における非宗教性
3. 日本の近未来における多文化共生のかたち

結語にかえて

はじめに

2016年の国勢調査¹によれば、カナダにおける移民の割合は21.9%であり、カナダ人の5人に1人より少し多い割合のカナダ人が移民ということになる。2011年の国勢調査では、移民の割合が20.6%であったため、移民の割合はこの5年間で少し増加した。この場合の移民（永住権取得者）とは、カナダへ移住することを正式に認められた他国からの移住者を指すが、カナダは、毎年、約20万人の移民を受け入れ、多様性を体現している移民受け入れ先進国である。2011年～2016年の5年間に1,212,080人の移民を受け入れたが、この中には、26,550人のシリア難民が含まれている。2015年10月19日のカナダ連邦議会の下院選挙（Élection fédérale canadienne）で勝利を収め、10年ぶりの政権交代を実現して首相となった自由党（Parti libéral）のジャスティン・トルドー（Justin Trudeau）は、選挙前から、シリアからの難民に関しては25,000人を即座に受け入れると表明していた。ま

1 Statistique Canada, Thème du Recensement de 2016 : Immigration et diversité ethnoculturelle (<http://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2016/rt-td/imm-fra.cfm>) を参照。（最終アクセス：2017年12月20日）

た、2015年11月4日、第29代内閣閣僚の宣誓就任式に続いて発表した声明の中でトルドー首相は、「カナダは、多様性があるにもかかわらず強いのではなく、むしろ多様性があるからこそ強いのです」（フランス語：« Le Canada est fort, non pas malgré sa diversité, mais plutôt à cause de sa diversité »²； 英語：“Canada is strong not in spite of its diversity, but because of it”³）と述べたことは記憶に新しい。

しかし、カナダに移民したサミラ・ベリヤジード（Samira Belyazid）が述べるように、「毎年、大量に受け入れている出自の異なる移民の民族的・文化的多様性を扱うため」⁴の2つのヴィジョンがカナダには存在する。カナダ連邦政府の推進する「多文化主義」（multiculturalisme）とケベック州のモデルとされる「インターカルチュラリズム」（interculturalisme）である。この2つのアプローチには少なからず異なる点があり、特に、非宗教性（laïcité）をめぐる問題に関しては、日常生活の中で起こる些細な出来事から法案の制定に至るまで、ケベック州で、また、カナダ全土でも白熱した議論が繰り返されていると言っても過言ではない。

本稿では、まず、ケベック州の「インターカルチュラリズム」の起源とその概念について考察し、次に、ケベック州における「非宗教性」の捉え方について分析を進め、最後に、ケベック州におけるインターカルチュラリズムと非宗教性をめぐる考察から、将来の日本における多文化共生のあり方を考えてみたい。

1. ケベック州のインターカルチュラリズム

カナダは10の州（10 provinces）と3つの準州（3 territoires）から構成されるが、そのなかでもケベック州だけは、他の9州と異なる点がいくつかある。カナダ連邦の公用語が英語とフランス語の2言語であること、他の州が英語を公用語としていること（ただし、ニュー・ブランズウィック州は英語とフランス語の2言語が公用語である）は広く知られている⁵。だが、ケベック州においては、フランス語のみが公用語として規定されているのだ。カナダの公用語法（Loi sur les langues officielles）が制定されたのは1969年だが、フランス語系カナダ人でケベック州出身のピエール・トルドー（Pierre Trudeau）首相[ジャ

2 «Déclaration du premier ministre du Canada suite à l'assermentation du 29^e Conseil des ministres» 〈<http://www.pm.gc.ca/fra/nouvelles/2015/11/04/declaration-du-premier-ministre-du-canada-suite-lassermentation-du-29e-conseil>〉（最終アクセス：2017年12月20日）

3 «Statement by the Prime Minister of Canada following the swearing-in of the 29th Ministry» 〈<http://www.pm.gc.ca/eng/news/2015/11/04/statement-prime-minister-canada-following-swearing-29th-ministry>〉（最終アクセス：2017年12月20日）

4 本紀要所収の論文«Les Canadiens musulmans face à deux visions : l'interculturalisme et le multiculturalisme » [拙訳：「2つのヴィジョンに直面するムスリム系カナダ人 — インターカルチュラリズムと多文化主義 —」]を参照。

5 拙稿「カナダのフランス語話者とアイデンティティ」in 甲南大学国際言語文化センター『言語と文化』20号, pp.39-61, 2016年を参照されたい。

スティン・トルドーの父]は、自らその原案を作成した「公用語法」において、英語とフランス語をカナダの公用語と宣言することにより、カナダ社会における両言語の対等性を明記し、公用語2言語主義を推進した。しかし、他方で、1971年、カナダ連邦議会の下院において、世界に先駆けて多文化主義宣言を行ったのである。この宣言の精神は、1982年の「権利および自由に関するカナダ憲章」(Charte canadienne des droits et libertés)にも反映され、その後、1988年に可決された「カナダ多文化主義法」(Loi sur le multiculturalisme canadien)に結実することになる。ところが、ケベック州は、当初から多文化主義政策に反対の立場を明確にしており、1982年の「権利および自由に関するカナダ憲章」には現在も批准していない。

1982年はカナダにとって歴史的転換点であった。イギリス議会が「1982年カナダ法」を制定した結果、カナダ憲法の改廃権がイギリス議会からカナダに完全に移管され、以後、イギリス議会がカナダを拘束する立法を行わないことが明記された。つまり、イギリス自治領としてのカナダの歴史が終わった記念すべき年なのである。そして、ほぼ同時期に、「権利および自由に関するカナダ憲章」を含む「1982年憲法」(Loi constitutionnelle de 1982)が制定された。

さて、ケベック州が「権利および自由に関するカナダ憲章」に批准しなかった理由について理解する必要がある。カナダの英語圏の学校教育において、カナダの歴史を概観するために作成されたCD-ROMの資料である *Canada : A Country by Consent* が現在、Web上で公開されている。その中の « Why Quebec Refused to Sign in 1982 »⁶ によれば、主な2つの理由とは、1982年憲法によって、ケベック州が憲法の改正に関する拒否権を失うこと、少数言語教育権についての条項が、1977年制定の「フランス語憲章」(Charte de la langue française)、別名「101号法」(la loi 101)に明記されているケベック州におけるフランス語の優位性を無効にする可能性があることだという。そして、前述したように、「1982年憲法」には、第27条に多文化主義を奨励する条項がある。

« Maintien du patrimoine culturel

27. Toute interprétation de la présente charte doit concorder avec l'objectif de promouvoir le maintien et la valorisation du patrimoine multiculturel des Canadiens. »⁷ (souligné par nous)

「文化的伝統の維持

第27条：この憲章は、カナダ国民の多文化的伝統の維持および発展を推進するという

6 Dunn, William and West, Linda, "Why Quebec Refused to Sign in 1982." in *Canada : A Country by Consent*, Artistic Productions Limited. 2011. <<http://www.canadahistoryproject.ca/1982/1982-07-quebec-refusal.html>> (最終アクセス：2017年12月20日)

7 LOI CONSTITUTIONNELLE DE 1982, Site Web de la législation, <<http://laws-lois.justice.gc.ca/fra/Const/page-15.html>> (最終アクセス：2017年12月20日)

目的と一致するように解釈されるものとする。」(下線は筆者)

ケベック州政府が当時の議論や公的見解をまとめた文書のひとつである *Statut politique et constitutionnel du Québec* から、この条項をケベック州政府がどのように捉えていたかを探ってみた。すると、上記条項について、「カナダ国内でのケベック州の現実を、必ずしも反映しない憲法上のヴィジョンをケベック州に押し付けており、カナダを多文化社会だと規定している」⁸ が、そうした見方は、カナダの二元性（建国に寄与したのが英語母語話者とフランス語母語話者であること）を認めず、言語的・文化的にも特殊なケベック州の状況を見逃したものだと言っている。そして、「フランス語話者が90%以上を占めるケベック州の人口は、カナダ全体の人口の4分の1以上を占めている。そのケベック州の反対にもかかわらず、1982年憲法が可決されたのだ。」⁹ と連邦政府を批判している。

このような事情から、ケベック州は、移民としてやって来たカナダ人の民族的・文化的多様性を扱うための独自のモデルを考える必要があったのだ。その結果、インターカルチュラリズムというモデルが21世紀に入ってから広く用いられるようになったのであるが、現時点においても、ケベック州政府はこの概念について公的な見解を示していない。では、ケベック州のインターカルチュラリズムは、どこに起源があるのだろうか？

まず確かなことは、「インターカルチュラリズムの政策が、多文化主義の政策に対抗するかたちで発展した」¹⁰ ということである。そして、1978年頃から「ケベック型モデルは、アメリカの」《メルティング・ポット》(melting pot) という表現で示される「文化一元化」(monolithisme culturel) モデルとも、《モザイク社会カナダ》という表現で言及されるカナダ連邦政府の政策たる多文化主義とも区別される」¹¹ ものとして構想されてきたのである。そして、特筆すべきことは、ケベック州の公用語であるフランス語に常に重点が置かれてきたことだ。

ただ、1985年以前のケベック州政府においては、カナダ連邦政府の推奨する多文化主義との違いを明確に定義できずにいた。しかし、移民の子供たちをどのように教育するか、という側面から、独自のモデルの輪郭が現れてきたと分析している論文¹² がある。1988年

8 *Statut politique et constitutionnel du Québec*, Bibliothèque nationale du Québec, Gouvernement du Québec, 1999, p.23 (<https://www.sqrc.gouv.qc.ca/rerelations-canadiennes/institutions-constitution/statut-qc/index.asp>) (最終アクセス：2017年12月20日)

9 同上。

10 F.Rocher et al., « Le concept d'interculturalisme en contexte québécois : généalogie d'un néologisme », p.2, Rapport présenté à la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles (CCPARDC), (<https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0ahUKewjw3oaOlsLZAhXHTrwKHRu9DOwQFggoMAA&url=https%3A%2F%2Fwww.mce.gouv.qc.ca%2Fpublications%2FFCCPARDC%2Frapport-3-rocher-francois.pdf&usq=AOvVaw2dBLAGfyi6aaptdahQo9Is>) (最終アクセス：2017年12月20日)

11 *Ibid.*, p.9.

12 François Rocher et Micheline Labelle « L'interculturalisme comme modèle d'aménagement de la diversité : compréhension et incompréhension dans l'espace public québécois » in *La diversité québécoise en débat : Bouchard, Taylor et les autres*, Montréal : Les Éditions Québec Amérique, 2010.

に文化共同体および移民のための審議会（CCCI : Conseil des Communautés culturelles et de l'Immigration）が出した答申書には、インターカルチュラルという語が登場し、方向性を決めることになったと記されている。

« [...] le Québec a développé une approche spécifiquement québécoise : "axée sur l'échange interculturel dans le contexte d'une société francophone, appelle l'élaboration d'une politique qui s'en inspire et soit de nature à intégrer les divers éléments de l'action du Québec relative à l'immigration et aux communautés culturelles. »¹³ (souligné par nous)

「[...] ケベック州は、ケベック独自のアプローチを発展させた。それは、『フランス語を共通語とする社会のなかで、インターカルチュラルな（異文化間の）交流を軸とするアプローチである。そうしたアプローチを念頭におき、移民、多様な文化を持つコミュニティに対して、ケベック州が行うアクションのさまざまな要素を統合しうるような政策の構築をケベック州は求める』」（下線は筆者）

この答申書により、ケベック型アプローチは、フランス語の使用を共通の基盤とした上での異文化間交流を重視する、という方向性が定まり、カナダ連邦政府の多文化主義との差別化が可能となったと Rocher と Labelle は分析している。とはいえ、interculturel という語が定着するまでの間には、「結束の中心」（*foyer de convergence*）、「共通の公共文化」（*culture publique commune*）、「市民性」（*citoyenneté*）¹⁴ といった用語が、多文化主義に対抗するケベック型モデルのキーワードとして俎上に載せられたという経緯がある。

連邦政府の多文化主義とケベック州のインターカルチュラリズムの違いについて考察する前に、1969年に英仏2言語主義を提唱したピエール・トルドー首相が、なぜ多文化主義を宣言したのかを分析しておきたい。以下が1971年10月8日、カナダ連邦議会の下院での宣言である。

« Nous croyons que le pluralisme culturel est l'essence même de l'identité canadienne. Chaque groupe ethnique a le droit de conserver et de faire épanouir sa propre culture et ses propres valeurs dans le contexte canadien. Dire que nous avons deux langues officielles, ce n'est pas dire que nous avons deux cultures officielles, et aucune n'est en soi plus officielle qu'une autre. Une politique de multiculturalisme doit s'appliquer à tous les Canadiens sans distinction (Chambre des communes, 1971, p. 8545) »¹⁵

13 *Ibid.*, p.182.

14 F.Rocher et al., p.22.

15 *Ibid.*, p.30.

「文化的多元性こそがカナダのアイデンティティの神髄である、と我々は考えている。おのおのの民族グループが、カナダ社会において、自分たちの固有の文化と固有の価値を維持し、開花させる権利を持っている。カナダに2つの公用語があるということは、2つの公的文化があるという意味ではないし、ある文化が他の文化より公的であるということはない。多文化主義の政策は、すべてのカナダ人に分け隔てなく適用されなければならない。」

ピエール・トルドーの多文化主義宣言で特に強調されたのは、次の4点であるとRocherらはまとめている。

« En 1971, le multiculturalisme propose de : 1. favoriser la préservation des cultures minoritaires ; 2. faciliter la participation entière de tous à la société canadienne ; 3. appuyer les échanges culturels ; 4. assurer l'apprentissage d'au moins une des deux langues officielles.¹⁶ »

「1971年において多文化主義は、1. マイノリティの文化の保護を奨励する、2. カナダ社会への皆の完全な参加を容易にする、3. 文化間の交流を支援する、4. 2つの公用語のうち、少なくとも1つの言語の習得を確保する」

英仏2言語主義を提唱したピエール・トルドーが、その後、2文化主義ではなく、多文化主義を選んだ理由として、多くの研究者が次の3つを指摘している。「i) フランス、イギリス以外の出自を持つ移民の要求に応えるため、ii) ケベック州のナショナリズムに対抗するための戦略、iii) 英語圏のアメリカ合衆国の存在に対して、カナダのアイデンティティを特徴づけるファクターを提示¹⁷」

他方、ケベック州のモデルであるインターカルチュラリズムについては、政府としての公的見解も法案も示されていないものの、Rocherらの見解では、知識人や研究者をはじめとして、政府の諮問委員会に加わった人々の意見などから、大まかなコンセンサスができていくという。以下がRocherらによる、その大まかなコンセンサスである。

« Éléments de définition – l'interculturalisme qui : 1. Invite les groupes minoritaires à conserver leur héritage, à manifester leur présence et leurs valeurs propres ; 2. Favorise les rappports entre les minorités ethnoculturelles et la culture de la majorité française ; 3. Affirme le français comme langue publique commune. »¹⁸

「定義を構成する要素：インターカルチュラリズムは、1. マイノリティ・グループ

16 *Ibid.*, p.31.

17 *Id.*

18 *Ibid.*, p.8.

に対して、伝統を保持し、自分たちの存在、自分たちの固有の価値を表明するように促す、2. 民族・文化的なマイノリティ・グループとマジョリティのフランス語系文化との交流を奨励する、3. フランス語を共通の公的言語だと明示する」

結局のところ、多文化主義とインターカルチュラリズムの最も大きな違いは、Rocherらが示唆するように¹⁹、連邦政府とケベック州政府のそれぞれのモデルの提示の仕方にあるといえよう。カナダ連邦政府は、多文化主義を政策として、また、特別な法として打ち立てることで国民をまとめるという政治的な意図を持っていたのに対して、ケベック州政府は、移民の多様性を扱うためのモデルとしてのインターカルチュラリズムの定義を明らかにせず、暗黙の了解のままで放置している。それゆえ、政権を担うケベック州政府の意向に左右される部分があり、そうした事情が問題を引き起こしている部分がある。カナダ連邦政府の多文化主義は、結局のところ、英仏2言語主義に反感を持つ人々の不満を解消すると同時に、新たにカナダ国民となる移民に対して、自分の文化を完全に維持したままでカナダ社会への参入を容易にするように間口を広げ、多文化主義によって「モザイク社会」と言われるカナダをまとめようとしたのである。これは、フランス系カナダ人で首相を務めたカナダ自由党のピエール・トルドーやジャン・クレティエン (Jean Chrétien)、現首相のジャスティン・トルドーらに特に共通する思想であり、彼らは、元来フランス語母語話者であるからこそ、逆に多文化主義者でなければ、首相になれなかったと筆者には思われる。

他方、ケベック州は、北米という大きな英語圏の中で、フランス語話者が大半を占める一地域という地理的マイノリティとしての状況を深く懸念し、公用語としてのフランス語の重視を絶対化した政策を続けている。両者ともに、移民を毎年大量の移民を受け入れている国や州として、文化多元性を尊重していることに変わりはない。ところが、カナダ連邦政府とケベック州政府の間で、意見が極端に異なる項目がある。宗教への寛容さである。これについては次章で扱う。

さて、ケベック州政府が未だ明確な定義を示していないインターカルチュラリズムという概念が、ケベック州の市民に広く知られるようになったのは、いわゆる『ブシャール＝テイラー報告』²⁰ によるといえよう。これは、サミラ・ベリヤジードが述べているように²¹、シク教徒の少年の学校でのキルパンの携帯の権利をめぐるカナダ連邦最高裁の判決が出された翌年の2007年、ケベック州政府が設けた「文化的差異に関する調整の実践についての諮問委員会」(Commission de Consultation sur les Pratiques d'Accommodement

19 *Ibid.*, p.47.

20 Gérard Bouchard, Charles Taylor, *Fonder l'avenir, le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec, 2008.

21 本紀要所収の論文「Les Canadiens musulmans face à deux visions : l'interculturalisme et le multiculturalisme」〔拙訳：「2つのヴィジョンに直面するムスリム系カナダ人 — インターカルチュラリズムと多文化主義 — 〕を参照。

reliées aux différences culturelles) の浩瀚な報告書²² である。その委員会は、カナダを代表する哲学者でマギル大学名誉教授のチャールズ・テイラー (Charles Taylor) とケベックを代表する社会学者でケベック大学シクチミ校教授のジェラルール・ブシャール (Gérard Bouchard) の2人を委員長とし、さらに15名の専門家が加わり約1年かけて調査活動を実施し、報告書をまとめた。この報告書の第6章のB項目の中に「インターカルチュラリズム」という小項目があり、詳細な説明がされているが、第一に共通の公的言語としてのフランス語の重要性が掲げられている。また、ジェラルール・ブシャールは、インターカルチュラリズムについての講演を重ねた後、2012年に *L'interculturalisme. Un point de vue québécois*²³ を公刊した。そして、第5章を Pour une laïcité inclusive (包摂的なライシテのために) として非宗教性の問題を扱っている。ジェラルール・ブシャールが、『ブシャール＝テイラー報告』を経て、インターカルチュラリズムと非宗教性の問題に焦点を当てたことに注目すべきであろう。次章では、非宗教性について考える。

2. ケベック州における非宗教性 (laïcité)

なぜかフランス語圏においては、宗教的標章が大きな問題となることが多々ある。フランスでは、1905年に政教分離法 (loi de Séparation des Églises et de l'État) が成立し、カトリックも含めたすべての宗教は「私的空間」の事柄として捉えられ、「公的空間」においては宗教的中立性を保つことが求められるようになった。その後、1世紀を経たフランスでは、イスラム系の移民の子供たちが増え、公立中学校でのスカーフ事件などが頻発し、2004年には、通称「スカーフ禁止法」(Loi sur le port de signes religieux à l'école) が成立して、公立の小・中学校および高校で宗教的帰属をこれみよがしに示すような標章や服装を身につけることが禁止された。その結果、イスラム教のスカーフ、ユダヤ教のキツパやキリスト教の大きな十字架なども禁止の対象となっている。さらに、2010年には、「ブルカ禁止法」²⁴ と一般に称される「公の場において顔を隠すことを禁じる2010年10月11日の法」(Loi n° 2010-1192 du 11 octobre 2010 interdisant la dissimulation du visage dans l'espace publique) が成立し、2011年4月から施行されている。

ケベックがフランスの植民地であった時代、カトリック教会の権限は強く、教育行政に

22 Gérard Bouchard, Charles Taylor, *Fonder l'avenir, le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec, 2008は、フランス語版、英語版ともに300ページを超える。また、それぞれ約100ページの要約版もフランス語版と英語版があり、すべての版がWeb上で公開されている。フランス語の要約版の邦訳はジェラルール・ブシャール、チャールズ・テイラー『多文化社会 ケベックの挑戦』(竹中豊・飯笹佐代子・矢頭典枝訳) 明石書店、2011。

23 Gérard Bouchard, *L'interculturalisme. Un point de vue québécois*, 2012, Boréal.

邦訳: ジェラルール・ブシャール『間文化主義 - 多文化共生の新しい可能性 -』(監訳: 丹羽卓)、彩流社、2017。

24 拙稿「多文化共生社会における宗教と習慣の位置 フランスの『ブルカ禁止法』とトルコの『世俗主義』の現在」 in 甲南大学国際言語文化センター『言語と文化』15号, pp.209-242, 2011年を参照されたい。

も深くかかわっていたが、1960年代の「静かな革命」(La Révolution Tranquille)を経て社会が近代化し、教育における政教分離も行われた。ただ、伊達が詳述するように「ケベックのライシテは憲法や法律のレベルで明文化されているわけではない」²⁵のだが、非宗教性をめぐっては議論が沸騰する。ケベック州政府は、全身を覆うヴェールに関する法案を2015年に提案しており、2017年10月18日、「州の宗教的中立性の尊重を奨励し、特に、一部の機関において、宗教的理由による調整の要求の条件整備を目指す法」(Loi favorisant le respect de la neutralité religieuse de l'État et visant notamment à encadrer les demandes d'accommodements pour un motif religieux dans certains organismes) が第62号法²⁶としてケベック州議会で可決された。この法律により、公共のサービスの提供や享受の場合、サービスを提供する者と受ける者の双方が「顔を覆うことを禁じられる」ことになる。具体的には、ニカブやブルカを着用している人は、バスに乗る際、乗車から降車までの間、顔を見せた状態でいなければならない。禁止の主たる理由は、フランスの「ブルカ禁止法」の場合と同様、宗教的な理由ではないと説明されている。「この規則は、人々の間での良好なコミュニケーションを確保し、身元確認を容易にすると同時に、安全を確保することを目的とする。」²⁷ この法律は、『ブシャーレ=テイラー報告』が望んでいたように、判事や看守、警官のような権威を持つ立場にある公務員が宗教的な標章を身につけることまでも禁止する法律ではないが、市民と直接接する公務員は、顔を覆うブルカやニカブを着用することはできなくなる。ただし、顔の輪郭が見えるチャドルやスカーフを着用することは問題ないとされる²⁸。この第62号法は、ケベック州以外の州では批判されているだけでなく、トルドー現首相もこの問題には関わりたくない様子である。また、カナダ・ムスリム国民評議会および市民の自由カナダ協会は、第62号法の合憲性を争う訴訟をケベック州高等裁判所に提訴した²⁹。そのほかの宗教関係者たちがこぞって反対しているという記事³⁰もある。なお、カナダ人女性でイスラム教徒である人々の服装については、

25 伊達聖伸「ケベックにおける間文化主義的なライシテ — その誕生と試練(上) —」in『思想』, 岩波書店, 1110号, 2016-10, p. 7.

26 <<http://www.assnat.qc.ca/fr/travaux-parlementaires/projets-loi/projet-loi-62-41-1.html>> (最終アクセス: 2017年12月20日)

27 < Cette règle vise à s'assurer de la qualité de la communication entre les personnes, à faciliter la vérification de l'identité ou à favoriser la sécurité. > <<http://cdeacq.ca/actualite/2017/10/23/neutralite-religieuse-letat-adoption-projet-loi-62>> (最終アクセス: 2017年12月20日)

28 « L'Assemblée nationale adopte le projet de loi sur la neutralité religieuse de l'État » par Jacques Bissonnet, Radio-Canada, le mercredi 18 octobre 2017. <<http://ici.radio-canada.ca/nouvelle/1062025/adoption-aujourd'hui-projet-loi-neutralite-etat-quebec>> (最終アクセス: 2017年12月20日)

29 在モンリオール総領事館メールマガジン第230号、2017/12/15

<https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=9&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwjI5KvQlsXZAUFgPQKHkADfQQFghwMAg&url=http%3A%2F%2Fwww.montreal.ca.emb-japan.go.jp%2Fpdf%2Fmailmag%2F122017.pdf&usg=AOvVaw0Hc8qrG07Q_fyH9UoM1JvU> (最終アクセス: 2017年12月20日)

30 « Les leaders religieux tous contre le projet de loi 62 » par Prisca Benoit, Le journal de Montréal, le vendredi, 17 novembre 2017. <<http://www.journaldemontreal.com/2017/11/17/les-leaders-religieux-tous-contre-le-projet-de-loi-62>> (最終アクセス: 2017年12月20日)

以下のような数字が提供されている。

MUSULMANES CANADIENNES (カナダ人女性イスラム教徒)	
513 390 au pays (カナダ国内の513,390人中)	
48 %	PORTENT LE VOILE (スカーフ着用)
3 %	PORTENT LE TCHADOR (チャドル着用)
3 %	PORTENT LE NIQUAB (ニカブ着用)

出典：Radio-Canada のニュース番組³¹ より中村が作成

ニカブ禁止の問題は、多文化主義を国是として掲げるカナダにとって国内を二分する難しい問題である。だが、実は、顔を隠すヴェールの問題は、他の国でも問題提起され始めている。特に、顔を覆うヴェールや覆面の問題については、宗教の問題というより、テロや犯罪対策と関連するセキュリティ上の懸念とも密接にかかわっているからであろう。

Radio-Canada で2017年10月25日に放映されたニュース³² によれば、公道で顔を覆うことを禁じている国は、フランス（罰金：223カナダドル～44,700カナダドル）、ベルギー（罰金：204カナダドル～7日間の拘留）、オーストリア（罰金：223カナダドル：覆面も含む）である。また、オランダとブルガリアでは、病院、学校、政府機関、公共交通機関で全身を覆うヴェールは禁止されている。ドイツでは、最近、全身を覆うヴェールを身に着けての車の運転が禁止された。スイスでは、この点について国民投票を行う予定であり、ノルウェーとデンマークでも検討課題となっている。因みに、フランスでは2014年、ベルギーでは2017年、「権利と自由の擁護」を求めてイスラム教徒の女性が欧州人権裁判所へ控訴したが、欧州人権裁判所は、「共生」(vivre-ensemble) の観点から、全身を覆うヴェールの着用の禁止を認めている。また、アフリカ大陸では、チャド、カメルーン、コンゴにおいて、ニカブやブルカが禁止された。これは、テロ対策という治安上の理由からである。

以上のように、多文化共生の問題は、宗教が絡んでくると、個人の信教の自由や権利と、集団の安全の問題とも関連してくるので、どの国においても検討し始めても遅くない問題であると感じられる。

31 « Le voile intégral, symbole d'oppression? » par Sophie Langlois, le mercredi 8 novembre 2017. <http://ici.radio-canada.ca/tele/le-telejournal-22h/2016-2017/segments/reportage/46123/voile-islam-musulmanes-niqab> (最終アクセス：2017年12月20日)

32 « Neutralité religieuse de l'État : le contraste franco-québécois » par Frédéric Arnould, le mercredi 25 octobre 2017. <http://ici.radio-canada.ca/nouvelle/1063237/france-quebec-neutralite-religieuse-voile-integral-burqa-niqab>

3. 日本の近未来における多文化共生のかたち

2005年から人口減少に転じた日本において、東京オリンピックの開催、日本への観光客の増加に加えて、高齢化社会に伴う労働力の不足ゆえに、他の国から日本へやってくる人々の数は、増えても減ることはないであろう。それは、日本にとっては、大きなチャンスともいえよう。なぜなら、島国であるがゆえに、費用の面から、簡単には海外に出かけることができない人も多くであろうし、英語やフランス語などの国際的によく用いられている言語との「言語間の距離」が大きいがゆえに、そうした言語での意思の疎通が難しい場合も多い。だが、「地球市民」として、他国の人々、他の文化圏の人々と「共生」していくことは避けて通れないのである。

日本人や日本語を話す人々、日本文化を熟知した人々だけの空間で生活する状況というのは、日本の近未来においては考え難いことである。今後、多くの異文化の人々、宗教の異なる人々とも相互理解を深め、調和のとれた多文化共生社会の構築を目指すとともに、若者が多様性を享受し、開かれたアイデンティティを作り上げ、世界で活躍できるような素地を養成していくべきであろう。そのために役立つかもしれないことを提案しておきたい。

- ・世界的に人数の多い宗教について、基本的な知識を得る機会をつくる。
- ・留学や観光で一時滞在する人々のために、空港や駅において祈りの場などの設置も検討する。
- ・同性婚が認められている国や地域が増加している現状に鑑み、LGBTの人々への偏見や差別のない対応ができる宿泊施設やトイレ等を設置する。
- ・宗教によって禁忌とされている食材について、大学食堂や大手の飲食店にて、図やマークで示す。
- ・ゴミの分別や騒音の問題など、住民間のトラブルになりやすい事項については、誰でもがわかるような単純なルールを目指す。

そして、言語という最も重要な面についてだが、ケベック州が、共通語としてのフランス語、基盤としてのフランス語系文化を重視していたように、日本でも、すべての在日外国人に対して、日本語・日本文化を学ぶことの重要性を理解してもらい、日本語を軸として、調和のとれた多文化共生社会を具体的に構想する必要がある。意思の疎通をするためには、共通の言語を話すことが重要だからだ。日本人の側でも、いろいろな言語に触れ、実際に使う機会をできるだけ大学や学校で設定する必要があるだろう。甲南大学国際言語文化センターでは、2018年度から、英語、第2外国語以外にも、さらに第3外国語、第4外国語として、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語とその文化圏に触れる授業を開講する。もちろん、英語やフランス語など、特定の言語の運用能力を高めることも重要であるが、日本に住み、いろいろな母語の人々と仕事をしたり、住民として話し合ったり、「共生」

しようとする姿勢、調和のとれた多文化共生を目指したいと思う若者を育てることが大事である。そのためには、異なった文化圏の人々と実際に交流することが有効だと思われる。

そして、サミラ・ベリヤジードが述べていたように、イスラム教で禁止されていることであっても、状況次第では、「特例」として許されることがあるように、皆が「地球市民」として、それぞれが「歩み寄り」の精神を発揮し、調和のとれた共生を目指していくことが必要であろう。多くの人が開かれたアイデンティティを持つ方向に向かえば、さまざまな局面で衝突を避けうる可能性が生まれるからである。

結語にかえて

本稿では、まず、ケベック州の「インターカルチュラリズム」の起源とその概念について分析した。そして、ケベック州における「非宗教性」の捉え方を、「公共サービス提供・享受の際のニカブ禁止法」とでも呼べる第62号法に関して考察を進め、最後に、ケベック州におけるインターカルチュラリズムと非宗教性をめぐる考察をもとに、近未来の日本における多文化共生のあり方を考えてみた。高齢化社会となり、一定以上の年齢層の方々は、「多文化共生」と言っても、地域によっては、実感がないかもしれない。しかし、日本の将来のため、若者のためにも、高齢者の方々をも含めて、自国の文化以外の文化について、また、母語以外の言語に関して興味を持てるような仕組みを構築することが望ましいと思う。

今後は、カナダのケベック州以外の州の多文化主義のあり方について研究を進めたいと考えている。

〈主要参考文献〉

Bouchard, G. et Taylor, Ch., *Fonder l'avenir, le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec, 2008. フランス語の要約版の邦訳はジェラルド・ブシャール、チャールズ・テイラー『多文化社会 ケベックの挑戦』（竹中豊・飯笹佐代子・矢頭典枝訳）明石書店、2011.

Bouchard, G. *L'interculturalisme. Un point de vue québécois*, 2012, Boréal. 邦訳：ジェラルド・ブシャール『間文化主義 - 多文化共生の新しい可能性 -』（監訳：丹羽卓）、彩流社、2017.

Rocher, F. et al., « Le concept d'interculturalisme en contexte québécois : généalogie d'un néologisme », p.2, Rapport présenté à la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles (CCPARDC),
 〈<https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=>

0 ahUKEwjw 3 oaOlsLZA hXHTrwKHRu 9 DOwQF ggoMAA&url=https% 3 A% 2 F% 2 Fwww.mce.gouv.qc.ca% 2 Fpublications% 2 FCCPARDC% 2 Frapport-3-rocher-francois.pdf&usg=AOvVaw 2 dBLAGfyi 6 aaptdahQo 9 Is)

Rocher, F. et Labelle, M. «L'interculturalisme comme modèle d'aménagement de la diversité : compréhension et incompréhension dans l'espace public québécois » in *La diversité québécoise en débat : Bouchard, Taylor et les autres*, Montréal : Les Éditions Québec Amérique, 2010

Statut politique et constitutionnel du Québec, Bibliothèque nationale du Québec, Gouvernement du Québec, 1999 (<https://www.sqrc.gouv.qc.ca/rerelations-canadiennes/institutions-constitution/statut-qc/index.asp>)

Samira Belyazid : «Les Canadiens musulmans face à deux visions : l'interculturalisme et le multiculturalisme » [中村典子訳:「2つのヴィジョンに直面するムスリム系カナダ人 — インターカルチュラリズムと多文化主義 — 」 in 甲南大学国際言語文化センター『言語と文化』23号, 2018.

伊達聖伸「ケベックにおける間文化主義的なライシテ — その誕生と試練(上) — 」 in 『思想』, 岩波書店, 1110号, 2016-10, pp. 6-28.

中村典子「多文化共生社会における宗教と習慣の位置 フランスの『ブルカ禁止法』とトルコの『世俗主義』の現在」 in 甲南大学国際言語文化センター『言語と文化』15号, pp.209-242, 2011.

中村典子「カナダのフランス語話者とアイデンティティ」 in 甲南大学国際言語文化センター『言語と文化』20号, pp.39-61, 2016.

* 本研究は、公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構の平成29年度兵庫海外研究ネットワーク (HORN : Hyogo Overseas Research Network) 事業の助成を受けた共同研究の成果である。



Hyogo Earthquake Memorial
21st Century Research Institute

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 :

<http://www.hemri21.jp/>

Hyogo Earthquake Memorial 21st Century Research
Institute :

<http://www.hemri21.jp/english/>

〈キーワード〉 インターカルチュラリズム / 非宗教性 / ケベック / 共生
 〈Mots-clés〉 Interculturalisme / Laïcité / Québec / Vivre-ensemble

〈résumé〉

Réflexions sur l’interculturalisme et la laïcité au Québec dans le cadre canadien

Noriko NAKAMURA

D’après les données du recensement de 2016, la population immigrante canadienne représente 21,9 % de la population totale, soit plus d’un Canadien sur cinq, et cette proportion d’immigrants se trouve être plus élevée que celle de 2011, qui représentait 20,6 % de la population. En fait, le Canada a accueilli 1.212.080 immigrants pendant la période allant de 2011 à 2016, y compris 26.550 réfugiés syriens, comme l’avait promis le premier ministre Justin Trudeau lors de la campagne électorale qu’il avait remportée le 19 octobre 2015, sa promesse étant de recevoir environ 25 000 réfugiés dès que possible. L’accueil constant d’immigrants et la diversité ethnoculturelle au Canada semblent être considérés comme ce qui fait la force du pays. Or, il existe, dans le même pays, deux manières de gérer la diversité ethnoculturelle : d’un côté le multiculturalisme du gouvernement fédéral canadien, et de l’autre l’interculturalisme du gouvernement québécois. Le Québec s’opposait et s’oppose à la politique canadienne de multiculturalisme, officialisée d’abord en 1971 par le premier ministre de l’époque Pierre Trudeau. Si la province du Québec n’a pas adopté la loi constitutionnelle de 1982, comprenant *La Charte canadienne des droits et libertés*, à cause, entre autres raisons, de l’article 27 de ladite Charte sur « le maintien et la valorisation du patrimoine multiculturel », c’est parce que, pour promouvoir l’égalité culturelle, avaient été ignorés le principe de la dualité linguistique et culturelle et la spécificité du Québec où la population était majoritairement francophone. Il fallait donc que la province invente son propre modèle pour aménager la diversité ethnoculturelle provenant de l’immigration, modèle convenant à la situation et aux aspirations du Québec ; d’où la naissance de l’interculturalisme québécois. Toutefois, le terme d’interculturalisme québécois n’est pas défini officiellement. Un certain paradigme mettant le français au rang de langue commune des rapports interculturels peut être retracé depuis les années 1980, mais le

terme s'est fait plus largement connaître dans le fameux Rapport Bouchard-Taylor intitulé *Fonder l'avenir, le temps de la conciliation*, publié en 2008.

Dans cet article, après avoir expliqué la genèse et le terme d'interculturalisme québécois, nous réfléchissons sur la laïcité au Québec, en particulier, par rapport à la *Loi 62*, adoptée le 18 octobre 2017, sur la neutralité religieuse de l'État, et prévoyant que les prestations des services publics seront dispensées et reçues à visage découvert. En effet, à l'heure actuelle, certains pays prennent ce genre de mesure concernant le voile intégral, interdit pour la première fois en France en 2010. Enfin, à partir de nos réflexions sur l'interculturalisme et la laïcité au Québec, nous aimerions penser à une société multiculturelle à venir, dans le Japon d'aujourd'hui dont la population diminue progressivement, afin de créer un « vivre-ensemble » de façon harmonieuse, non seulement pour les résidents au Japon mais aussi pour les personnes en mobilité chez nous.